

かごしまPRキャラクター「ぐりぶー」等使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「ぐりぶー等使用におけるガイドライン」に基づき、かごしまPRキャラクター「ぐりぶー」等を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(ぐりぶー等に関する権利)

第2条 ぐりぶー等に関する著作権や使用の承認に係る権利は、鹿児島県に属する。

(使用の承認)

第3条 ぐりぶー等を使用しようとする者は、新聞、テレビ雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合を除き、鹿児島県知事（以下「知事」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の届出で足りるものとする。

- (1) 鹿児島県内の地方公共団体等が使用する場合
- (2) 鹿児島県内の学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) その他使用承認の手続きを必要としないと知事が認めた場合

(使用申請及び届出)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、使用申請書（別記様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前条の届出を行う者は、使用届出書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(使用の承認)

第5条 知事は、前条第1項に規定する使用申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が本県のイメージアップや緑化の推進に寄与すると認めるときは、使用の承認をすることができる。この場合において、知事は必要があると認める場合には、ぐりぶー等の使用方法その他について、条件を付することができる。

- 2 承認期間は、2年以内とする。なお、更新を妨げない。
- 3 知事は、使用承認を行ったときは、使用（変更）承認通知書（別記第3号様式）を申請者へ送付する。

(使用承認の制限)

第6条 ぐりぶー等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において暴力団）という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (7) ぐりぶ一等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) ぐりぶ一等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ぐりぶ一等の著しい変形その他ぐりぶ一等の使用が適当でないと認められる場合
- (10) その他知事が別に定める要件に該当しない場合

（使用料）

第7条 ぐりぶ一等の使用料については、当分の間、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 第5条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真を提出すること。
- (3) 第5条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、承認を受けた物件には承認番号（「©鹿児島県ぐりぶ一#●●」又は「©pref kagoshima greboo#●●」）をその商品、包装、広告等に必ず明記すること。

（承認内容の変更等）

第9条 使用者が使用承認の内容について追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第4号）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを承認し、使用（変更）承認通知書（別記第3号様式）を交付する。
- 3 使用者が、使用届出の内容について、追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ変更届出書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（承認の取消し等）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、承認取り消しの日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条第1項の使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第6条のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他ぐりぶ一等の使用継続が不適当であると認められた場合

- 2 知事は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責

任を負わないものとする。

- 3 知事は、使用者にぐりぶ一等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第 11 条 この規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してぐりぶ一等を使用する権利を付与し、かつ、承認、使用者等について県の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 12 条 県は、この規程による利用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 13 条 県は、ぐりぶ一等の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ぐりぶ一等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。
- 3 使用者は、ぐりぶ一等の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第 14 条 知事は、ぐりぶ一等の使用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、ぐりぶ一等の使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第 15 条 この規程に関する事務は、鹿児島県商工労働水産部観光交流局観光課が行う。

(その他)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、ぐりぶ一等の使用に関し必要は事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 1 月 30 日から適用する。

この規程は、平成 26 年 11 月 4 日から適用する。

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。